

平成 25 年 12 月 10 日

外国株式運用に係る運用受託機関の募集について

全国市町村職員共済組合連合会

本連合会では、以下の要領により外国株式運用に係る運用受託機関を募集します。

1 募集対象

MSCI-EM（円貨換算、配当込み、税引き前）をベンチマークとする外国株式アクティブファンド

2 応募資格

- (1) 「金融商品取引法」（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく金融商品取引業者としての登録を受けており、投資運用業を行うことができること、又は「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」（昭和 18 年法律第 43 号）に基づく認可を受けていること。
実質的投資判断が他の法人で行われている運用機関にあつては、再委託先の法人が運用拠点のある国の監督当局から必要な認可等を受けていること、又は、当該国の法令等に基づく登録・届出を行っていること。
- (2) 経営上の問題（債務超過、3 年連続経常赤字等）がないこと。
- (3) 国内外における平成 25 年 9 月末現在の年金運用資産残高（投資一任契約、単独運用指定信託契約）が 1,000 億円以上であること。
- (4) 応募ファンドと同一のコンポジットの実績が、原則として平成 25 年 9 月末時点で 3 年以上あること。
- (5) 法令遵守態勢に問題がなく、過去 5 年においても著しい不祥事がないこと。
- (6) 実質的投資判断が他の法人で行われている運用機関にあつては、実質的投資判断が再委託先の法人で行われているものに限る（再々委託は不可）。
- (7) 実質的投資判断が他の法人で行われている運用機関にあつては、再委託先の法人においても (2)、(3)、(5) について同様とする。

3 提出書類

①資格要件確認書類

- ・ 上記2 (1) に係る応募資格を満たしていることが確認できる書類（実質的投資判断が他の機関で行われている運用機関にあっては、再委託先の運用拠点のある国における当局からの免許取得、当局への登録・届出状況を示す書類を添付すること）
- ・ 直近過去3年度の連結及び単独の財務諸表並びに監査証明書の写し
なお、現在、本連合会との間で信託契約又は投資一任契約を締結している者
にあっては、当該資格要件確認書類の提出を省略できるものとします。
また、実質的投資判断が他の機関で行われている場合の提出資料について、
再委託先の財務諸表等の提出が困難な場合には、再委託先に経営上の問題
（債務超過、3年連続経常赤字等）がないことを示す一定の証拠能力のある
文書等を御提出ください。

②応募申込書（別紙様式第1号【外国株式アクティブ用】）

③運用機関の組織概要、受託実績、運用体制等に係る概要を記載した書類（実質的投資判断が他の機関で行われている運用機関にあっては、再委託先についても記載）（別紙様式第2号【外国株式アクティブ用】）

④運用報酬料率を記載した書面（別紙様式第3号【外国株式アクティブ用】）

⑤運用実績に関する書類（別紙様式第4号【外国株式アクティブ用】）

- ・ 応募プロダクトにかかるコンポジットの状況
- ・ 応募プロダクトと同一のコンポジットの月次リターン（GIPS等準拠）
- ・ 要因分析
- ・ リスク管理状況
- ・ 国別構成比

4 提出先及び提出期限

(1) 提出先及び照会先

〒102-0084 東京都千代田区二番町2番地
全国市町村職員共済組合連合会 財務部 運用管理課
(担当) 齋藤 (サイトウ)、鈴木 (スズキ)
(電話) 03-5210-4602
(E-mail) unyoukanri@shichousonren.or.jp

※お問い合わせは、極力上記 E-mail にお願いします。

(2) 提出物について

提出物は書面 11 部及び CD-R にて提出してください。提出方法は持参、又は郵送(書留)とさせていただきます。

(3) 提出期限

平成 26 年 1 月 6 日 (月) 17 時

不足書類、記入漏れ等により再提出をする場合も上記期限内とします。

※応募される運用機関は、応募の前営業日までに上記まで御連絡ください。

※募集期日は上記となっておりますが、最終日の 1 月 6 日は混雑が予想されるため、応募書類の準備が整い次第、早めに御提出下さい。また、応募書類を持参される運用機関は、持参日前営業日までに御一報下さい。

5 選考について

本連合会において、提出資料を基に書類審査による第 1 次選考を実施します。第 1 次選考の結果は、応募のあった運用機関全社に対して後日文書でお知らせします。ただし、不採用の理由は通知しません。

第 1 次選考に通過した運用機関に対しては、別途、ヒアリングを行う予定です。

なお、提出資料に不備がある場合、不正なデータが含まれる場合や不正な方法を用いて審査に臨んだ運用機関は失格とします。